

平成 30 年 7 月豪雨による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売り上げが減少した場合 等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
 - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均が、前年同期に比べ 10%以上減少していること
 - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近 3 か月間の月平均が、前年同期と比べ、大企業の場合は 5%を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上増加していないこと

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

岡山労働局管内ハローワーク

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
岡山労働局職業安定課	〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎	086-801-5103
ハローワーク岡山	〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20	086-241-3222
ハローワーク津山	〒708-8609 津山市山下9-6 津山労働総合庁舎	0868-22-8341
ハローワーク津山 美作出張所	〒707-0041 美作市林野67-2	0868-72-1351
ハローワーク倉敷中央	〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
ハローワーク倉敷中央 総社出張所	〒719-1131 総社市中央3-15-111	0866-92-6001
ハローワーク倉敷中央 児島出張所	〒711-0912 倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
ハローワーク玉野	〒706-0002 玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
ハローワーク和気	〒709-0451 和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
ハローワーク和気 備前出張所	〒705-0022 備前市東片上227	0869-64-2340
ハローワーク高梁	〒716-0047 高梁市段町1004-13	0866-22-2291
ハローワーク高梁 新見出張所	〒718-0003 新見市高尾2379-1	0867-72-3151
ハローワーク笠岡	〒714-0081 笠岡市笠岡5891	0865-62-2147
ハローワーク西大寺	〒704-8103 岡山市東区河本町325-4	086-942-3212

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
岡山労働局職業安定部 職業対策課 助成金事務室	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル6階	086-238-5301
岡山労働局職業安定部 職業対策課	〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-801-5107